

令和5年第12回 笠間市農業委員会総会会議録

令和5年12月26日 開会
令和5年12月26日 閉会

笠間市農業委員会

令和５年笠間市農業委員会第１２回定例総会

〔令和５年１２月２６日〕

-
- 日程第１ 議事録署名人の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４ 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５ 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第６ 議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画の決定について
日程第７ 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第８ 議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
日程第９ 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 議事録署名人の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４ 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５ 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第６ 議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画の決定について
日程第７ 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第８ 議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
日程第９ 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
-

出席委員

１番	埴 博 光 君	１１番	鶴 田 英 樹 君
２番	高 野 尚 夫 君	１２番	長谷川 隆 君
３番	青 木 勝 照 君	１３番	山 口 忠 栄 君

4 番	石 川 馨 君	1 4 番	小 沼 祐 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 井 亘 君		

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	松 本 高 彦 君

午後 1 時 3 1 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君）

それでは、ただいまから令和 5 年第 12 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 19 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 7 番入江保夫委員、並びに 8 番長谷川愛子委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 74、75 及び 76 について、議席番号 7 番、16 番委員より調査報告をお願いします。

○ 1 6 番（大橋正義君） 74 から 76 について報告します。

74 と 75 は申請者が同一のため、まとめて報告します。

12 月 21 日に、調査委員 2 名と申請者、申請代理人立会いの下、現地調査をしてきました。申請内容は議案書のとおりで、権利関係は売買による所有権移転です。

場所は、本戸神社の近くの田んぼと、そこから西に 100 メートルくらい行ったところと、その田んぼからまた南西に 200 メートルくらい行った田んぼの 3 筆でした。受人は規模拡大、渡人は農地中間管理機構の特例を受けるためとのことです。

申請人は地区の担い手であり、特に問題ないと思います。

続きまして、番号 76 について報告します。

12 月 21 日、調査委員 2 名と申請人とで現地調査をしてきました。

場所は、県道 109 号線のカントリークラブ ザ・レイクスを過ぎて、北関東自動車道を過ぎて西へ 100 メートルくらい入った田んぼでした。権利関係は、売買による所有権移転です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方に住んでいて農業をやめたいとのことです。

申請人は水稻の農家で、農業技術、設備等もそろっており、問題ないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の 77 について、議席番号 17 番、18 番委員より調査報告をお願いします。

○ 1 7 番（佐藤清章君） 調査番号 77 について、調査の結果を報告いたします。

12 月 22 日に、指名調査委員 2 名と推進委員で現地を調査してまいりました。申請人とは電話にて確認いたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道友部内原線の常陸飯田バス停のところの信号交差点を北へ 300 メートルほど入った左側です。譲受人の申請理由は、申請地を譲渡したいと申出があり、規模拡大を図るためとしております。譲渡人は、県外に居住しており耕作ができないため、譲渡するとしております

譲受人の農業の規模は、稲作を中心に行い、農業機械等も複数台ずつ所有しております。当申請地は、譲受人の耕作地と隣接しております。譲受人は高齢ではありますが、長男も

一緒に営農しており、問題なく耕作できると思われます。このほか事業計画等、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の78、79について、議席番号2番、9番委員より調査報告願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号78番につきまして、調査の結果を報告します。

12月22日午前8時30分より、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

この場所は、小原神社より内原方面へ向かって、J R常磐線の第三小原踏切を渡って、さらに2キロぐらい内原方面に行った右側の田んぼです。申請地は2か所あります。譲渡人は、耕作ができないので、耕作できる方へ売りたいということの売買です。譲受人は、専業農家で規模拡大をするため、譲渡人の希望に応えたということです。この方は専業農家で、大きく農業をしている方です。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、79番につきまして報告いたします。

同じく22日の9時より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請地、申請人、申請目的等は、議案書のとおりです。

場所は、小原神社より内原方面に向かい、J R常磐線の第三小原踏切を渡って左へ500メートルぐらい行った畑地の農地です。この案件は贈与です。譲受人は既に申請地を借り受けて、家庭菜園等を耕作しておりました。なお、今後は栗の栽培をするということのようでございます。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の80について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号80について、調査結果を報告します。

12月20日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢石油店から、西に2.5キロ、南に200メートルのところです。譲受人の申請理由は、長年借地として利用し今後も耕作を行うため、買い受けるということです。譲渡人の申請理由は、高齢のため耕作するのが難しいということです。

耕作については、水稻栽培を行います。農機具については、トラクター、軽自動車を保有しています。その他関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の81、82について、議席番号3番、13番委員より調査報告願います。

○3番（青木勝照君） まず、調査番号81番について、調査結果を報告いたします。

12月23日、指名調査委員及び推進委員と両者立会いの上、現地調査を行いました。申請地は、国道355号線の愛宕山入り口の十字路を山根池方面に向かい、2キロメートルぐらい行った中村地区の右側の土地、ほか1筆です。譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

農業従事者は2人で、トラクターやコンバイン等、農機具は一式所有しています。申請地の作物は水稻です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、調査番号82番について、調査結果を報告いたします。

12月23日、指名調査委員及び推進委員と譲受人と譲渡人及び代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線の愛宕山入り口の十字路を山根池方面に向かい、1.5キロメートルぐらい行った山根池の十字路を左に曲がり、300メートルぐらい行ったところの左側の土地です。譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

農業従事者は4人で、トラクターや軽トラックを所有しています。申請地の作物は、花木の柳や小菊です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は、贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明させていただきます。

番号の74から82につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 1 号は原案どおり決定されました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 14 について、議席番号 4 番、11 番委員より調査報告をお願いします。

○ 1 1 番（鶴田英樹君） 議案番号 14 番について、調査の結果を報告いたします。

12 月 22 日、指名調査委員 2 名にて現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請場所、目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道 30 号線住吉十字路を南に 50 メートルぐらい行ったところです。申請目的は、娘夫婦が新居を建設するに当たり、敷地を分筆して提供することとした。その際に、現在接道する路地も娘の敷地としたため、新たに接道する路地を設ける必要があるためです。

隣接地の状況は、東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は宅地です。この進入路は、工事をせず現状のまま使用することです。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の 14 につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の120について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 120番について、現地調査の結果を報告いたします。

12月21日、指名調査委員、推進委員、申請人代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請内容については、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に5キロメートルほど入った先の交差点を右折し、さらに、50メートルほど先を右折した市道の隣接地になっております。譲渡人は、高齢で耕作もできづらいということで、譲受人の要望に応じました。なお、譲受人は、近隣の農地を調査しまして、立地条件の優れた申請地を紹介され、受けることになりました。

設置場所は、東側が宅地、南側が畑、西側が畑、北側が公道になっております。なお、雨水等は敷地内の浸透でございます。そのほか隣接地の耕作地等については、影響ございません。また、施設工事について盛土等も行いません。定期的に除草作業も実施するということになっております。

よって、特に問題ないと思います。許可相当と判断いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の121、122について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 121及び122番について、御報告いたします。

最初に、申請番号121番は、12月21日、指名調査委員全員、推進委員及び申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所、譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請場所は、国道50線号を笠間から筑西方面に進み、JA常陸笠間支店から約100メートル進んだ右側の畑です。申請理由としましては、譲受人は、太陽光発電用地として条件に合致したので購入したいということで、発電事業を営むこととしたということです。譲渡人は、現在、申請地は休耕中であり、今後も利用計画がないため、相手方の要望に応え、所有権移転ということで契約を結ぶということです。

隣接状況は、東側が畑、西側が宅地、北側が畑、南側が道路です。これら隣接地への影響は、特段問題はないと判断しました。

引き続き、申請番号122番について、調査結果を報告いたします。

申請番号121番と同じく12月21日、指名調査委員全員、推進委員及び申請代理人立会いの

下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線を笠間から筑西方面に進み、飯合の交差点から約100メートル進んだ後、右折し、200メートル進んだ左側の畑です。申請理由は、譲受人は、太陽光発電用地として購入し、今後、発電事業を営むこととしたということです。譲渡人は、現在、申請場所は休耕中で今後も利用計画がないため、土地の有効利用を図る観点から、相手方の要望に応え、所有権の移転をするということです。

隣接状況は、東、西、南側は畑、北側は公道となっており、これら隣接地への影響は特段ないと判断しました。

以上2か所の現地確認を行った結果、特段問題はないと判断しました。提出書類等も完備されており、このようなことから許可相当と思われます。よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の123について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○18番（田山悦子君） 番号123につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、ともべ保育所西側の市道に面した一角になります。譲受人の事由は、将来において市内に住む両親の介護をするため、永住する自己住宅を設けたいとしております。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応えたいというものです。権利移転の内容は使用貸借で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、西側、北側が公道で、東側、南側が畑となっておりますが、譲渡人所有の休耕地であり、何ら問題ないものと見てまいりました。取水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内自然浸透としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の124について、議席番号2番、17番委員より調査報告をお願いします。

○2番（高野尚夫君） 番号124について、調査の結果を御報告いたします。

12月22日午前9時40分より、指名調査委員2名と受人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線上市原交差点の信号より、友部駅北口方面に1.3キロほど行った農業集落排水処理センターの隣にありました。契約の内容は使用貸借です。借受人の申請事由は、申請者が、土地改良事業によって発生した残土を一時仮置きするものであります。

隣接状況は、東側と北側が道路、南側は山林、西側畑であります。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。取水・排水はなし、雨水は敷地内浸透処理です。関係

書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の125、126及び127について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号125番から127番につきまして、報告をいたします。

初めに、125番より報告をいたします。

12月22日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人とは、電話での確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、橋爪はなさか交差点より北へ100メートル辺りのところから、左へ50メートルほど入った左側であります。譲受人の申請理由につきましては、現在筑西市のアパートに住んでいるが、勤務地に近く、利便性のよい申請地に自己住宅を建てたいと望むものであります。譲渡人は、売買にて要望に応じるものであります。

隣接状況は、東側、住宅地、南側、127番の申請地、西側、住宅地、北側、126番の申請地であり、農作物への影響はありません。取水計画は公共上水道より、排水は合併浄化槽処理後、敷地内処理であります。雨水は敷地内浸透であります。

次に、126番を報告いたします。

同じく12月22日に調査をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、先ほど報告をしました125番の申請地の北側であります。譲受人の申請理由は、静かで通勤、生活に便利な地であるため、建て売り住宅を計画したとのことであります。譲渡人は、売買にて要望に応じるものであります。

隣接状況は、東側、住宅地、南側、125番の申請地、西側、住宅地、北側、市道であり、農地への影響はありません。取水計画は公共上水道より、排水計画は合併浄化槽にて処理後、敷地内処理であります。雨水も敷地内処理であります。

次に、127番を報告いたします。

同じく12月22日に調査を行っております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりです。

場所は、125番の申請地の南側であります。借受人の申請理由は、現在アパートに生活しているが、独立した世帯を持ちたく、自己住宅を建築したいための申請であります。所有者は、借受人の要請により、使用貸借にて貸すとのことでありました。

この申請の面積が605㎡と多いですが、これは進入路として133㎡含まれているためであります。

隣接状況は、東側、所有者の畑と道路、南側、西側、畑、北側、125番の申請地であり、問題はないと思われます。取水計画は上水道より、排水計画は合併浄化槽処理後、敷地内処理であります。雨水も敷地内浸透処理であります。

125から127番は、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の128について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○6番（柳橋 泰君） 番号128につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月20日、調査委員2名により、譲渡人、譲受人、双方の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。権利関係は売買です。

申請地は、JR岩間駅の北側踏切から、県道水戸岩間線を東に500メートル、大沢歯科医院を左側に120メートルほど入ったところです。譲受人の申請事由は、婚姻後長く居住できる最適地を探していたところ、当該敷地を紹介され、最適地と判断し、自己住宅の建築を決意したというものです。譲渡人の申請事由は、休耕中のため管理もかかる上、譲受人の要望があったためというものです。

取水は市上水道、汚水、雑排水は市公共下水道の利用計画です。また、雨水は、敷地内浸透にて処理する計画です。資金計画は借入金によるものです。敷地面積が500㎡を若干超えますが、分筆による残地の利活用を考えるとやむを得ないと判断いたしました。

周辺農地への日照の影響について、周辺状況は、南側は道路、北は梅の植栽、東、西側は保全管理の農地です。住宅は2階建てで、その配置図によると、建築位置が北側の梅の植栽の境界近くで日照が悪くなることが懸念されるため、現地調査において代理人へそのことを指摘し、譲受人へ伝えるよう話しました。

譲受人から配置計画を変更した書類の提出がありましたが、新しい計画でも日照に問題ないと判断するには至りませんでした。しかし、申請地が用途地域内の第一種低層住居専用地であり、転用目的が自己住宅なので、今回の日照問題についてはやむを得ないと判断いたしました。

なお、そのほか関係書類については整っており、許可相当と判断されます。よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時03分休憩

午後2時18分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の125、126及び127につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の123、128につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから20ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が25件となります。権利関係ですが、使用貸借権の設定が6件、賃貸借権の設定が19件となります。合計43筆、8万7,835平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書8ページから20ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第４号、番号103について審議いたします。審議が終了するまでの間、17番佐藤清章委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後２時２１分休憩

午後２時２１分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第４号、番号103について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号の番号103は、原案どおり決定されました。

それでは、17番佐藤清章委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後２時２２分休憩

午後２時２２分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第４号の１件を除く24件について、審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第４号の１件を除く24件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第４号の１件を除く24件について、原案どおり決定されました。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、21ページから28ページとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が13件となります。

権利関係ですが、使用貸借権の設定が9件、賃貸借権の設定が4件となります。合計40筆、5万1,536平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページから28ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し

上げます。

議案書につきましては、29ページから31ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が4件となります。権利関係ですが、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が3件となります。合計9筆、2万434平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書29ページから31ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号45について審議いたします。審議が終了するまでの間、2番高野尚夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号45について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号45は、原案どおり決定されました。

それでは、2番高野尚夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件について、審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、32ページから49ページになります。

番号87は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号88は、耕作者変更のため合意を解約するものです。

33ページになります。

番号89は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

34ページから36ページになります。

番号90は、耕作者が農業をやめるため、合意を解約するものです。

37ページから41ページになります。

番号91は、耕作者の死亡により合意を解約するものです。

42ページになります。

番号92は、賃借人が廃業したため、合意を解約するものです。

番号93及び47ページの番号94は、耕作者が農業をやめるため、合意を解約するものです。

番号95は、水利が悪いため合意を解約するものです。

48ページになります。

番号96は、農地を譲渡する予定のため、合意を解約するものです。

番号97は、地権者と耕作者の話し合いにより、合意を解約するものです。

49ページになります。

番号98は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和5年第12回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後2時32分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

7 番 委 員

8 番 委 員